

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉部医務課

法令名	医療法			法令番号	昭和23年法律第205号							
手続名	医療法人の合併の認可			根拠条項	第58条の2第4項							
審査基準	<p>設立の認可に準ずる。特に、事業の拡張又は附帯業務の経営により、医療内容の低下を来すことがないこと。</p> <p>医療法人社団：総社員の同意があるとき</p> <p> 〃 財団：寄附行為に合併することができる旨の規定がある場合、理事の3分の2以上の同意があるとき</p>											
	受付機関	保健福祉事務所	処理機関	医務課	交付機関	保健福祉事務所	<table border="1"> <tr> <td>標準処理期間</td> <td>90日</td> </tr> <tr> <td>標準経由期間</td> <td>13日</td> </tr> </table>	標準処理期間	90日	標準経由期間	13日	目次
標準処理期間	90日											
標準経由期間	13日											